

ツキノワグマ出没対応マニュアル（第4次）

1. はじめに

近年、全国的にツキノワグマ（以下「クマ」という。）の出没が増加し、人身事故の発生が懸念されている。本県においても、2017年度からの5年間で人身被害が2件、生活環境被害等が6件発生している状況にあり、クマの出没等に適切に対応し、人身被害を回避し、生活環境被害等を低減していくことが求められている。

滋賀県に生息するクマについては、遺伝的系統と分布を踏まえ、米原市と長浜市（合併前の旧西浅井町と旧余呉町および旧木之本町の境界線の東側）に生息する湖北個体群（白山・奥美濃地域個体群）と、長浜市（合併前の旧西浅井町と旧余呉町および旧木之本町の境界線の西側）、高島市、大津市に生息する湖西個体群（北近畿東部地域個体群）という2つの個体群に区別して取り扱っている。また、これらの地域以外に、少ないながらも鈴鹿山脈等においてクマが目撃されており、これらの個体はどの個体群に属しているのか不明であることから、滋賀県では行政管理上の区別として、「その他の地域の個体」として取り扱っている。

図1 保護および管理の区分



また、本県においてクマは、「滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県版レッドデータブック 2020年版）」において希少種（県内において存続基盤が脆弱な種）に選定されていることなどから、個体の保護や生息地の保全を図ることが必要であり、県においては鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成19年法律第134号）（以下「鳥獣保護管理法」という。）第7条に基づき「滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第4次）」を策定し、クマの保護および生息地の保全を図っている。

クマの出没に際しては、その他の野生動物と同様に、住民の日常生活に直結する事務処理を担う市町や、公共の安全の維持を担う警察が、実務の主体となって対応されているところである。また、県は、市町や警察などの関係機関と連携して、人身被害の発生またはそのおそれがある場合の危機対応（鳥獣保護法第9条に基づく捕獲等許可など）や、必要な情報提供などを担うものとする。

本マニュアルは、本県におけるこのようなクマを取り巻く状況を考慮して、その出没等に対し、関係機関が密接に連携して、地域住民をはじめとする県民の安全を速やかに確保

しつつ、クマの保護を達成できるよう、関係行政機関や地域住民などの対応方針を示すものである。

なお、本マニュアルは、「第13次鳥獣保護管理事業計画」および「滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第4次）」に沿って整理したものである。

2. 対応の基本方針（3段階の対応）

クマの出没への対応は、出没場所と、人身または生活環境への被害が発生する可能性の高さによって、大きく3段階の対応に区分する（表1、図2）。

表1 対応の区分

予防対応	クマと人が遭遇することがないように、事前に行う対応。 クマに対する対応の基本となる。
一般対応	集落内および集落周辺などでクマの目撃があり、当面、人身または生活環境への被害の危険性が小さい場合にとる対応。
緊急対応	人身または生活環境への被害もしくは被害の危険性が高い場合にとる対応。

※「集落」とは、第13次鳥獣保護管理事業計画において定める、家屋、農地、生活道路を含む区域を、「集落周辺」とは集落から直線距離で500m以内の範囲をいう。

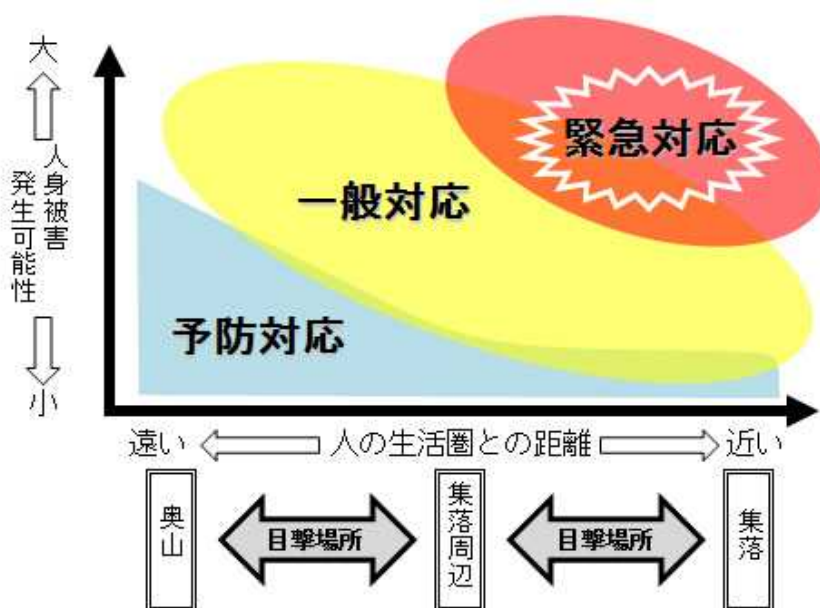


図2 クマ出没に対する3段階の対応

3. 予防対応

予防対応で重要なことは、集落や集落周辺といった人の生活圏に、クマを誘引しないことである。人の生活圏には、農作物だけでなく、ごみや倉庫に保管されている食物、家屋にできた蜂の巣などクマを引き寄せられる様々な誘引物が存在する。それらにクマが引き寄せられることがなければ、人の生活圏にクマが近づいては来ることはないので、誘引物を取り除くことが重要である。

またクマの出没が予想される地域では、クマに出会わないように鈴を付けたり、複数名で行動するなど、不用意にクマと接近することがないように気をつけることが重要である。

なお、「クマの出没が予想される地域」とは、クマの恒常的生息地に近い集落や過去の状況により人里付近に出没が予想される地域を指す。

3-1 集落に出没させないための地域での取組

クマの出没が予想される地域では、クマが複数回同一地域に出没することがある。このような場合には、何らかの原因が存在することが多いことから、クマの出没を減らし、被害を減らすためには、普段からその原因となり得るものを取り除き、地域における出没の未然防止のための取組を継続して行うことが重要である。

3-1-1 誘引物の除去

本県では、クマが餌となる物に誘引されて集落に出没するケースが多数みられる。屋外に餌となるものがある場合、一度その場所を餌場として認識すると、その場所に執着し、餌を取り除いたとしても、その後も何度も出没することがある。更に餌を求めて、その周辺域を探索し、場合によっては、食べ物の置き場である小屋などを破壊することもある。このような事態になる前に、餌となりうる誘引物を外に置かないように日頃から習慣化しておくことが重要となる。

(具体的な対策)

・家庭ごみは夜間に外に置かず、ごみ出し場所を丈夫な金属ケースで囲むなど、ごみの管理をする。
・屋外活動施設では、ごみの持ち帰りを徹底し、ごみが放置されないように点検・管理を怠らないようにする。
・野外活動時（キャンプ・バーベキュー等）には、ごみの持ち帰りを徹底する。
・米ぬかや蜂蜜などの匂いがするものを倉庫などに保管する場合は、できるだけ匂いが外に出ないようにする。
・放棄果実や廃棄農作物、収穫残渣、コンポストが誘引物とならないように、ごみは地中深くに埋める、土をかぶせるなどにより適切に処理する。特に、野外に放置された米ぬかが誘引物となったケースが多数みられるので、除去・埋設などの処理を怠らないようにする。
・狩猟や許可捕獲等で発生した鳥獣の死体などは、放置せず地中に深く埋設する、ごみ処理場を持って行くなど、適切に処分する。

3-1-2 農作物、果樹、養蜂箱など誘引物の除去が困難な場合の取組

餌となる誘引物には、農作物や果樹、養蜂箱など、除去することが困難なものも多い。誘引物を放置することは餌付けと同等であると認識し、被害に遭わないように事前に対策を取ることが重要である。

(具体的な対策)

・養蜂箱は非常に誘因効果が高いため、クマの出没が予想される地域では、常に電気柵で囲むことが望ましい。養蜂を趣味で行う場合も、できるだけまとめて養蜂箱を置き、電気柵で囲むようにする。
・庭や畑にある果樹は、電気柵で囲む、トタンを幹に巻いてクマが登れないようにするなどの対策を行う。
・利用しなくなった果樹や人があまり食べない桜などの木の実については、早めに果実を取り除く。また、収穫予定がなく管理されていない果樹は、可能な限り伐倒して除去する。
・クマによる水稻被害も確認されており、豆類なども狙われるおそれがあるため、農地や果樹園は、必要な場合には電気柵で囲うなどの対策を行う。

3-1-3 藪などの刈り払い・緩衝帯の設置

藪などの刈り払いによる緩衝帯の設置は、シカやイノシシなどによる被害を抑えるだけでなく、クマを集落へ近づけないためにも有効な手段となる。集落へのクマの侵入を防ぐ心理的障壁とするためにも、関係行政機関および地域住民の協力により既存の事業等を活用しつつ林縁部の整備を行い、野生獣全般への対策として隠れ場のない緩衝帯を設けるよう努めることが重要となる。

山林と集落が藪などで連続してつながっている場合、クマが集落周辺まで容易に移動できることから、移動経路を分断するよう、藪などの刈り払いを行うことが望ましい。また、農地周辺だけでなく、裏庭や倉庫の周辺なども含めて、藪などの刈り払いを行うことが望ましい。また、クマの出没のおそれが高い場合は、通学路近くの藪なども刈り払うことが望ましい。

3-2 山林内などクマの恒常的生息域での対策や取組

3-2-1 クマの恒常的生息域へ行くときの対策

山林内などクマの恒常的生息域で生じる人身被害は、出会い頭の遭遇によるものが多い。そのため、森林作業やレクリエーション、山菜採取などで、クマの恒常的生息域に行くときには、クマよけ用の鈴を付ける、ラジオを鳴らすなどにより、人の存在をクマに知らせるようにする。

また、できるだけ一人で行動することを避け、複数名で行動することが望ましい。やむを得ず一人で行動する場合には、クマ撃退スプレーなどの緊急的に用いる追い払い道具を携帯しておく、いざというときに護身に役に立つことがある。

特に、子グマを見かけた場合は、子グマを守るために攻撃的になっている親グマが付近にいる可能性が高いことから、子グマに近づいたり刺激したりすることなく、速やかにその場から離れるようにする。

3-2-2 奥山における生息環境の整備

クマは冬眠に備えて秋に大量の食物を採取するに当たり、餌を確保するために人里に下りてくることもある。そのため、森林の多面的機能の発揮を図る施業や、巨樹・巨木の森の保全を通じた奥山の天然林の保全などにより、クマを含む多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりを推進していくことが重要となる。

3-3 錯誤捕獲を防止するための取組

錯誤捕獲の防止は、クマやカモシカなどを保護する観点から重要であるだけでなく、錯誤捕獲されているクマとの意図せぬ遭遇等による人身被害の回避等のためにも重要である。

頻繁にわなの見回りを行い、わなの適正な使用を徹底することに加え、クマ等の生息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合には、地域の実情を踏まえつつ、クマ等の出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法の工夫、設置場所の変更等を検討し、錯誤捕獲を防止するよう努めることが重要となる（例：可能な限りクマの餌とならない乾燥固形牧草を誘引餌として使用する、米ぬかを誘引餌として使用する場合は最小限の量にする、わな設置場所周辺でクマの目撃や痕跡が確認された場合はわなの移設や一時的な稼働停止を検討するなど）。

また、市町などが実施する有害鳥獣捕獲等事業や、県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業を含め、事業としてシカやイノシシ等の他の動物の捕獲等を行う者は、過去にクマ等の錯誤捕獲や目撃があった場所で捕獲等事業を行う場合は、その捕獲等事業の従事者に対し、クマ等の錯誤捕獲防止のための取組の徹底を指示する必要がある。

また、錯誤捕獲した個体は原則として所有・活用はできないこと、放獣を行う必要があること、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は鳥獣保護管理法第9条第1項違反となる場合があることなどについて留意する必要がある。

なお、くくりわなについては、輪の直径（内径の最大長の直線に直角に交わる内径）が12cmを超えるものを使用することは禁止されている（図3）。

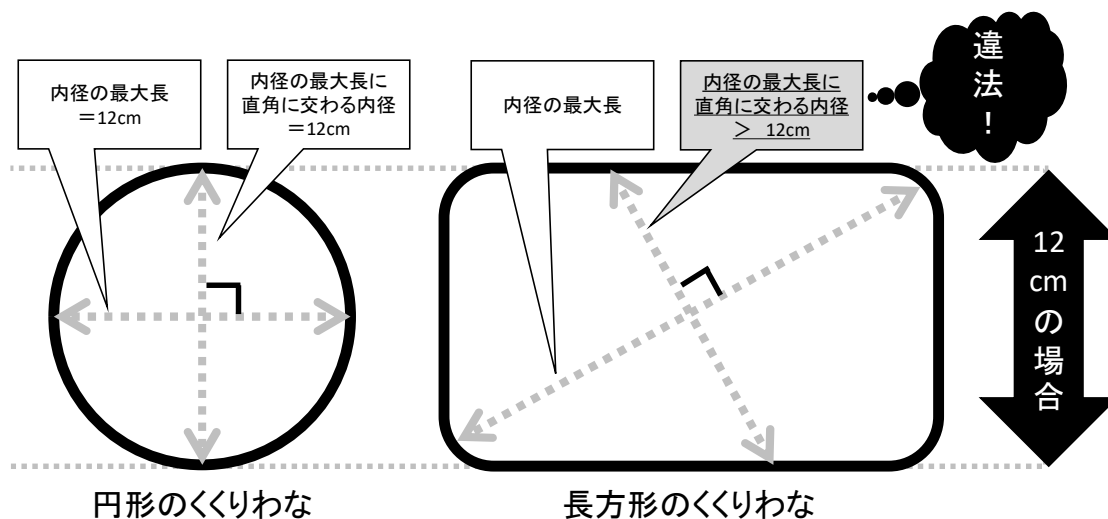


図3 くくりわなの直径（内径の最大長の直線に直角に交わる内径）の測り方（参考）

4 一般対応

4-1 集落および集落周辺などでクマの目撃情報があった場合

集落内および集落周辺（集落から直線距離で 500m 以内）などでクマが目撃された場合のうち、クマが山へ逃げて行った場合など、人身事故の危険性が小さい場合には、基本的には表 2 の対応を実施する。

また、捕獲等にあたっては、鳥獣保護管理法およびその他の関係法令、第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づき行う。

なお、表 2 の対応は状況を鑑みて実施するものであり、全ての事案において全てのステップを実施することを示すものではない。

表 2 一般対応時の基本的な対応の手順

ステップ	対応	関係機関
1	<p>○情報の収集・記録</p> <p>通報を受けた機関はクマの出没について、聞き取りや現地確認などで情報を収集し、関係機関へ連絡する。出没記録表（別添 1）を作成し、県森林整備事務所を経由して県自然環境保全課で集約する。</p> <p>また、必要に応じて、「6-3 行政界周辺でクマが出没した場合などの近隣の関係行政機関への情報提供」により情報提供を行う。</p>	<p>県自然環境保全課 県森林整備事務所 各市町 地元警察署</p>
2	<p>○地域住民等への注意喚起</p> <p>クマの出没について、掲示、回覧、SNS、防災無線等により地域住民・小中学校等へ情報提供するとともに、目撃情報の提供を呼びかける。</p> <p>夜間の外出を控え、早朝・夕方の外出時にも、周囲に対して十分に注意するよう呼びかけを行う。やむを得ず外出する場合は、できるだけ一人での行動を避け、クマよけ鈴やラジオを携帯することなどを促す。</p> <p>生ごみ、放置果樹等の撤去、誘引物の管理など予防対応を呼びかける。</p>	<p>各市町 地元警察署</p>
3	<p>○必要に応じた追い払いまたは捕獲の検討および実施</p> <p>県森林整備事務所および各市町は、状況を鑑みて必要な場合には、安全等に十分配慮のうえ追い払いまたは捕獲の検討を行う。</p> <p>追い払いを実施する場合には、住居集合地域等※に</p>	<p>県自然環境保全課 県森林整備事務所 各市町</p>

	<p>逃げていかにないように留意する。</p> <p>一般対応として捕獲等を実施する場合は、わな（ドラム缶式おり）によるものとし、捕獲後は原則、移動放獣する。</p> <p>わなによる捕獲の申請が市町からあった場合には、県森林整備事務所は速やかに手続きを行う。</p> <p>捕獲された場合には、県自然環境保全課へ連絡を行い、県自然環境保全課は、移動放獣の手続きを行う。移動放獣の際には、県森林整備事務所または県自然環境保全課、および市町の職員が立ち会う。</p> <p>追い払いや捕獲について県自然環境保全課に相談があった場合は、必要に応じて専門家の現地派遣等を行い、実施方法の検討に当たり助言する。</p>	
--	---	--

※住居集合地域等：鳥獣保護管理法第 38 条第 2 項に規定される「住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所」をいう。以下同じ。

4-2 生活環境被害等の場合

生活環境被害等が現に生じているあるいは生じる恐れがある場合には、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項に基づく許可捕獲を実施する。捕獲の実施に当たっては、第 13 次鳥獣保護管理事業計画「第四 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 2 目的別の捕獲許可の基準 2-3 鳥獣の管理を目的とする場合 (2) 鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止の目的 イ ツキノワグマの捕獲許可基準」に従うものとする。

5 緊急対応

人の多い場所にクマが出没した場合や、人家にクマが侵入した場合、特定の集落内で頻繁に出没する場合など、人身または生活環境への被害もしくは被害のおそれがあり危険性が高い場合は、県、市町、警察が連携の上、必要に応じ専門家の指導を受けながら、速やかに表3の対応を行う。

捕獲等の実施を検討するに当たっては、「銃猟」^{*1}が原則禁止されている「日出前および日没後」^{*2}および「住居集合地域等」^{*3}に該当するか否かにより、取り得る対応方法が大きく異なることに留意する（表4および「5-1 わなによる捕獲について」、「5-2 銃による捕獲について」、「5-3 麻酔の使用について」を参照）。

なお、表3の対応は状況を鑑みて実施するものであり、全ての事案において全てのステップを実施することを示すものではない。

また、銃器の使用などについては、緊急性が高い場合に認められており、その判断においては、「ツキノワグマの捕獲等における緊急性が高い場合等の判断と対応について

（2023年4月20日付け滋鳥獣第60号琵琶湖環境部自然環境保全課長通知）」を参考にする。

※1：鳥獣保護管理法第38条第1項に規定される「銃器を使用した鳥獣の捕獲等」をいう。以下同じ。

※2：鳥獣保護管理法第38条第1項に規定される。日出・日没は、事実上の明暗によって定めるものではなく、太陽面の最上点が地平線上に現れ没す時刻であり、暦の日出・日入によって決まるとする判決あり。

※3：人家と田畑が混在する地域内にあり、発射地点の周囲半径200m以内に人家が約10件ある場所は、銃猟を禁止する場所に当たるとする判決あり。

表3 緊急対応時の基本的な対応の手順

ステップ	対応	関係機関
1	<p>○情報の収集・記録</p> <p>通報を受けた機関はクマの出没について、聞き取りや場合によっては現地確認などで情報を収集し、関係機関へ連絡する。出没記録表（別添1）を作成し、県森林整備事務所を經由して県自然環境保全課で集約する。</p> <p>また、必要に応じて、「6-3 行政界周辺でクマが出没した場合などの近隣の関係機関への情報提供」により情報提供を行う。</p>	<p>県自然環境保全課 県森林整備事務所 各市町 地元警察署</p>
2	<p>○地域住民等への注意喚起</p> <p>市町や地元警察署は、クマの出没について、掲</p>	<p>各市町 地元警察署</p>

	<p>示、回覧、SNS、防災無線等により地域住民・小中学校等へ情報提供するとともに、目撃情報の提供を呼びかける。</p> <p>夜間の外出を控え、早朝・夕方の外出時にも、周囲に対して十分に注意するよう呼びかけを行う。やむを得ず外出する場合は、できるだけ一人での行動を避け、クマよけ鈴やラジオを携帯することなどを促す。</p> <p>生ごみ、放置果樹等の撤去、誘引物の管理など予防対応を呼びかける。</p>	
3	<p>○パトロールの実施</p> <p>関係機関が連携しパトロールを行い、地域住民等への注意喚起と併せて、出没状況の把握、情報の共有を行い、被害の発生防止に努める。</p> <p>なお、特定の集落内で頻繁な出没が見られないなど、危険性が低い状況が確認された場合は、状況を鑑みてパトロールの終了を検討する。</p>	<p>県森林整備事務所 各市町 地元警察署</p>
4	<p>○必要に応じた山への誘導・捕獲等の検討</p> <p>状況を鑑みて必要な場合には、誘引物の除去や追い払いによる山への誘導、捕獲等の実施を検討する。捕獲等の実施の検討に当たっては表4および「5-1 わなによる捕獲について」、「5-2 銃による捕獲について」、「5-3 麻酔の使用について」に留意する。</p> <p>その検討において必要な場合、県自然環境保全課により専門家の派遣などを行う。</p>	<p>県自然環境保全課 県森林整備事務所 各市町 地元警察署</p>

表4 出没場所等により取り得る捕獲等の対応方法の例

	住居集合地域等に該当しない場所	住居集合地域等に該当する場所
日中	<p>●パターンA</p> <p>1) 鳥獣保護管理法第9条第1項に基づく許可により、わなまたは銃による捕獲等。 わなにより捕獲した場合、麻酔による不動化を行い、移動し放獣または殺処分。</p>	<p>●パターンB</p> <p>1) 鳥獣保護管理法第9条第1項に基づく許可により、わなを設置。 捕獲した場合、麻酔による不動化を行い、移動し放獣または殺処分。 2) 警察官職務執行法第4条第1項に基づく措置。</p>
日出前および日没後	<p>●パターンC</p> <p>1) 鳥獣保護管理法第9条第1項に基づく許可により、わなを設置。 捕獲した場合、日出を待って、パターンAの対応を行う。</p>	<p>●パターンD</p> <p>1) 鳥獣保護管理法第9条第1項に基づく許可により、わなを設置。 捕獲した場合、日出を待って、パターンBの対応を行う。</p>

※パターンAにおける緊急対応の手段の一つとして狩猟を採用することは、法令上は可能であるが、緊急対応は、被害の防止・公益上の必要から行うものであり、原則として、鳥獣保護管理法第9条第1項に基づく許可により対応する。

※日出前および日没後は、対象をはっきりと判別することができず危険であることを理由に、鳥獣保護管理法において銃猟が原則禁止されていることを踏まえれば、警察官職務執行法第4条第1項に基づく措置についても、パターンCおよびパターンDの場合は対応が困難であると考えられる。

5-1 わなによる捕獲について

わなによる捕獲の実施に当たっては、餌の使用によりクマを誘引する危険性を伴うことに留意し、可能な限り家屋の近傍等にわなを設置することは避け、地域住民にわなを設置している旨の周知を図ることなどにより、二次的被害を防止する。

パターンAおよびBについては、捕獲の申請が市町からあった場合には、県森林整備事務所は速やかに手続きを行う。わなの設置の際は、クマが出没し、被害が発生するおそれがあることから、従事する職員はヘルメットを着用し、クマ鈴を身に着けるとともに、クマ撃退スプレーを携行することが望ましい。また、クマが現にうろついている場合など、必要であると判断される場合には、銃による捕獲ができる体制をとっておくことが望ましい（「5-2 銃による捕獲について」を参照）。

パターンCおよびDについても、基本的にはパターンAおよびBと同様に対応することになるが、捕獲した場合は日出を待って対応する。

5-2 銃による捕獲等について

鳥獣保護管理法第 38 条第 1 項および同条第 2 項の規定により、「日出前および日没後」および「住居集合地域等」では銃猟が禁止されている。それを踏まえると、パターン A のみが鳥獣保護管理法の範疇で実施できる銃猟となる。パターン C では日出を待てば銃猟が可能になることから、日出後に対応することになる。

パターン B および D については、住居集合地域等での銃猟となり、鳥獣保護管理法においては認められない。住居集合地域等における銃の使用は、警察官職務執行法（1948 年法律第 136 号）第 4 条第 1 項に基づく措置を警察官の判断に委ねることになる（刑法（1907 年法律第 45 号）第 37 条第 1 項に基づく緊急避難を除く。）。このため、住居集合地域等における銃の使用が避けられない可能性がある場合には、警察に同行を依頼する。この際、県森林整備事務所は地元警察署に連絡し、調整を行う（状況に応じて、自然環境保全課は警察本部等に連絡する）。

銃猟を行いにくい場所でクマを確認した場合には、周囲の状況を鑑み、花火や犬等で銃猟が可能な場所に当該個体を誘導することも検討する。

また、捕獲にあたっては、住居集合地域等に該当しない場所であっても、弾丸が到達するおそれのある人や建物等に十分配慮し、適切に実施することが求められる。

5-3 麻酔の使用について

鳥獣保護管理法第 38 条第 2 項および同法第 38 条の 2 の規定に基づく住居集合地域等における麻酔銃猟については、原則としてニホンザルを対象とすることとなっており、危害の防止のための措置を講じたとしても、捕獲等の従事者が反撃を受けたり、麻酔薬の効力が現れるまでの間に地域住民への危害等を含む甚大な二次的被害が発生したりする可能性があることから、原則としてクマ類については許可しないものとされている。

このため、麻酔によるクマの不動化（麻酔銃猟および吹き矢）は、住居集合地域等でクマがうろついている状況などにおいては行うことができず、クマがわな等により固定されている、閉鎖空間に閉じ込められ行動が著しく制限されているなど、捕獲等の従事者および地域住民の安全を確保できる状況下においてのみ、採用することができると考えられる。

麻酔銃や吹き矢の射程は短く、射手はクマに接近する必要があるため、麻酔による不動化を行う場合には、細心の注意を払わなければならない。また、使用が想定されている麻酔薬ケタミンは、麻薬及び向精神薬取締法（1953 年法律第 14 号）に規定する麻薬に指定されている。また、塩酸メデトミジンや塩酸キシラジンなどは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（1960 年法律第 145 号）に基づく毒薬または劇薬に指定されていることから、取扱いには十分留意する必要がある。

6 その他

6-1 捕獲後の処置について

被害または被害のおそれのある対象が人身または生活環境の場合は、原則放獣する。ただし、緊急性の高い場合、または一度放獣した個体（錯誤捕獲による放獣個体および子グマを除く）が再捕獲された場合は殺処分を認めるものとする。

実際に捕獲した個体を放獣するか、殺処分を行うかについては、県自然環境保全課、県森林整備事務所、市町が相談して決定する。

なお、決定にあたっては「ツキノワグマの捕獲等における緊急性が高い場合等の判断と対応について（2023年4月20日付け滋鳥獣第60号琵琶湖環境部自然環境保全課長通知）」を参考にする。

殺処分した個体については、許可捕獲の申請者である市町の同意があれば、県が研究機関に引き渡すことも検討する。

許可捕獲に基づく捕獲後の処置の公表については、県自然環境保全課、県森林整備事務所、市町が相談の上、決定するものとする。

6-2 錯誤捕獲時の対応

クマを含む在来種が錯誤捕獲された場合は、捕獲者自身によって当該個体の放獣を行うことが基本である。特に、市町などが実施する有害鳥獣捕獲等事業や、県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業を含め、事業としてシカやイノシシ等の他の動物の捕獲等を行う者については、クマの錯誤捕獲に備えて、あらかじめ放獣体制を構築するとともに放獣場所を確保することが求められる。

ただし、捕獲者が一般の狩猟者である場合など、クマの放獣に当たり捕獲者の安全が危惧される場合には、表5のとおり県と市町が連携して放獣を実施する。

なお、緊急性が高い場合か否かの判断については、「ツキノワグマの捕獲等における緊急性が高い場合等の判断と対応について（2023年4月20日付け滋鳥獣第60号琵琶湖環境部自然環境保全課長通知）」を参考にする。

表5 錯誤捕獲時の基本的な対応の手順

ステップ	対応	関係機関
1	<p>○情報の収集・記録</p> <p>クマの錯誤捕獲について、通報を受けた県または市町は、捕獲の場所およびどのような状況で捕獲されているのか、また狩猟による捕獲なのか許可捕獲なのかなどの情報の収集を行い、関係機関へ連絡する。</p>	<p>県自然環境保全課 県森林整備事務所 各市町</p>
2	<p>○現場確認・安全対策</p> <p>県森林整備事務所および市町は連絡を取り合い、移動放獣を想定して可能な限りドラム缶式おりを携えて、現場に向かう。現場に着いたら、捕獲状況について情報収集し、十分に安全が確保された状況であることを確認した後、捕獲個体がクマであることなどを確認する。</p> <p>可能な限り捕獲者を通じて猟友会等の協力を得て、捕獲個体の確認を行い、捕獲個体がわな等でしっかりと固定されていることなどを確認する。</p> <p>確認後は、地域住民等が現場周辺に近づかないよう規制線を張るなど、可能な限り必要な安全対策をとる。</p> <p>○必要に応じた緊急対応</p> <p>捕獲個体がわなでしっかりと固定されていない場合や、周囲に捕獲個体以外の個体（親子グマなど）がいる場合など、放獣従事者や地域住民に危害が及</p>	<p>県森林整備事務所 各市町</p>

	<p>ぶ危険性が高い場合などには「5 緊急対応」による対応をとる。</p> <p>○状況の連絡</p> <p>放獣または「5 緊急対応」のいずれの対応をとる場合も、事前に県自然環境保全課に状況について連絡する。また、必要に応じて、「6-3 行政界周辺でクマが出没した場合などの近隣の関係行政機関への情報提供」により情報提供を行う。</p>	
3	<p>○麻酔による不動化のための準備</p> <p>県自然環境保全課は麻酔による不動化のための手続きを行い、可能な限り現場に向かう。</p>	県自然環境保全課
4	<p>○必要に応じた警察への連絡・同行依頼</p> <p>住居集合地域等における錯誤捕獲の場合には、県森林整備事務所は地元警察署に情報を連絡し、警察の同行の可否について相談することを基本とする（状況に応じて、自然環境保全課は警察本部等に連絡する）。特に、住居集合地域等であり、わなでしっかりと固定されていない場合など、危険性が高い場合には、放獣従事者および地域住民の保護のため警察に同行を依頼する。</p> <p>○麻酔による不動化</p> <p>依頼した業者が現場に到着し、不動化のための措置を行う際には、必ず県自然環境保全課または県森林整備事務所の職員が1名以上立会うこととする。</p>	<p>県自然環境保全課</p> <p>県森林整備事務所</p> <p>各市町</p> <p>地元警察署</p>
5	<p>○放獣</p> <p>放獣場所については捕獲者が関係機関と協議して決定し、日没前までに放獣を終えるよう努める。なお、放獣場所の選定に当たっては、全ての集落（行政界をまたぐものも含む）から少なくとも500mを超える距離を確保するよう努めるものとする。</p> <p>日没後の放獣は、周辺の安全確保が困難であるため、翌日に対応するものとする。</p>	<p>県自然環境保全課</p> <p>県森林整備事務所</p> <p>各市町</p>

6-3 行政界周辺でクマが出没した場合などの近隣の関係行政機関への情報提供

6-3-1 出没（一般対応・緊急対応）の場合

近隣市町村の集落周辺でクマが出没した場合など、近隣市町村への情報提供が必要であると判断される場合には、関係行政機関は図4により情報提供を行う。情報提供は出没記録表（別添1）の送付により行う。情報提供の要否の判断については表6を参考とする。ただし、情報提供先となる関係行政機関に対して既に当該情報の提供が行われていることが明らかになっている場合などは、図4に示す連絡の流れを適宜省略することができる。

なお、図4については、出没対応に当たり、迅速な情報共有が必要となることから、各関係行政機関がそれぞれ連絡を行うものである。

近隣市町村への情報提供に当たり、連絡先となる窓口が不明である場合などは、府県を通して連絡を行うとともに、引き続き対応における近隣市町村間の円滑な情報共有に資するよう、連絡先窓口の調整等を行う。また、第一報は図4による情報の連絡を基本とするが、情報共有が継続して必要な場合には、図5により双方向に連絡をする。

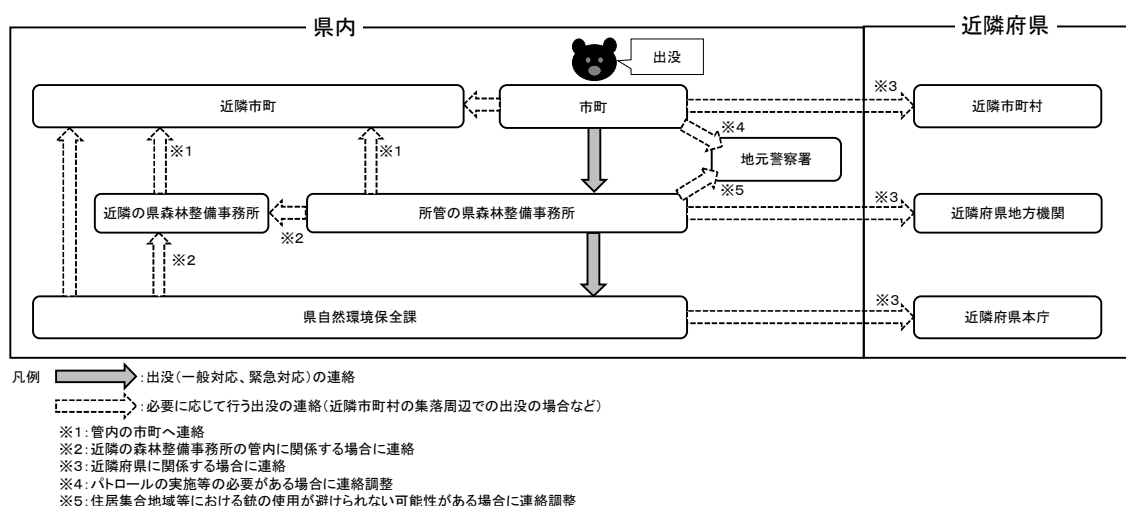


図4 行政界周辺でクマが出没した場合の関係行政機関への連絡・情報提供（第一報）

表 6 行政界周辺でクマが出没した場合の情報提供について

出没場所周辺の状況	情報提供の要否の判断
近隣市町村の集落が存在する場合	近隣市町村が恒常的な生息地かどうかに関わらず情報提供を行う
近隣市町村の集落が存在しない場合	近隣市町村が恒常的な生息地でない場合には情報提供を行う

※「行政界周辺」：行政界から直線距離で 500m 以内の範囲

※「出没場所周辺の状況」：出没場所等から直線距離で 500m 以内の範囲の状況

※恒常的な生息地：大津市、長浜市、高島市、米原市

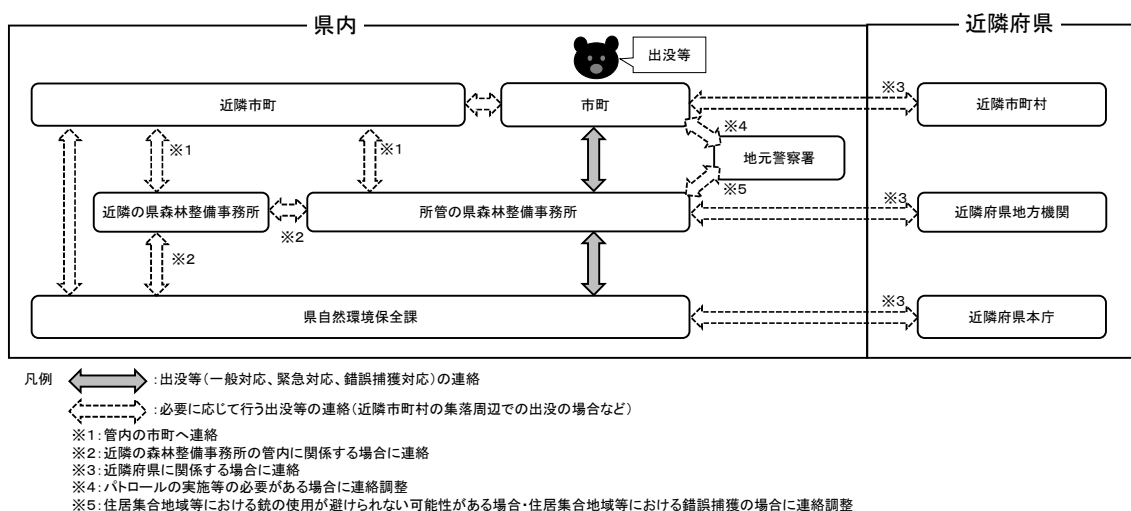


図 5 行政界周辺でクマが出没した場合の関係行政機関への連絡・情報提供（継続）

6-3-2 錯誤捕獲の場合

近隣市町村の集落周辺でクマが錯誤捕獲された場合など、必要があると判断される場合には、関係行政機関は図 6 により近隣の関係行政機関への情報提供を行う。情報提供の要否の判断については表 6 に準ずることとする。ただし、情報提供先となる関係行政機関に対して既に当該情報の提供が行われていることが明らかになっている場合などは、図 6 に示す連絡の流れを適宜省略することができる。

なお、図 6 については、近隣の関係行政機関への情報提供に当たり、錯誤捕獲個体の取扱い（原則として放獣する必要がある旨等）に係る補足説明等が必要となる場合があることから、捕獲者に代わり、県（自然環境保全課または森林整備事務所）を通して情報連絡を行うものである。また、第一報は図 6 による情報の連絡を基本とするが、情報共有が継続して必要な場合には必要に応じて図 5 により双方向に連絡をする。

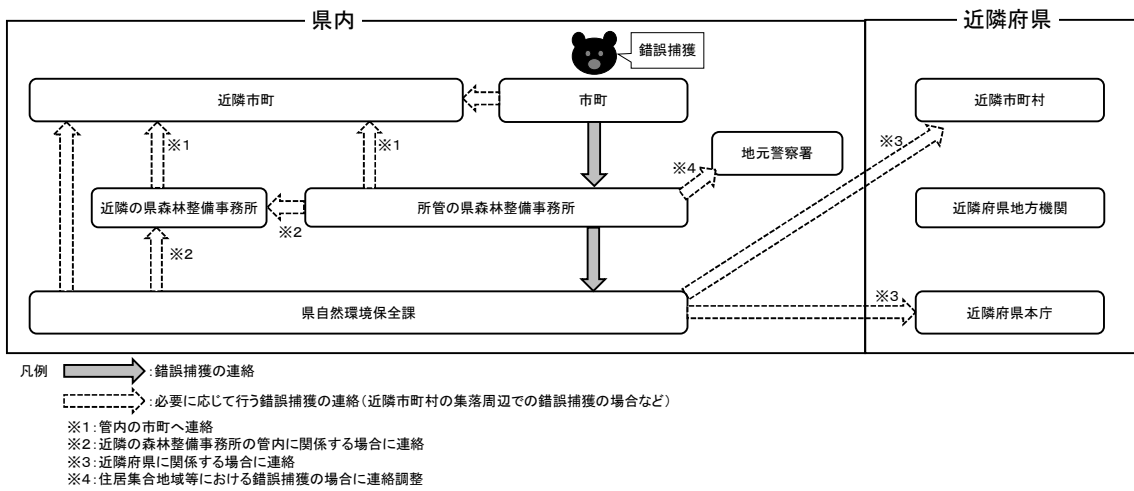


図6 行政界周辺でクマが錯誤捕獲された場合の関係行政機関への連絡・情報提供（第一報）